

平成 29 年第 2 回定例会 総務政策常任委員

平成 29 年 7 月 3 日

渡辺(ひ) 委員

まずははじめに、観光客の増加に着目した財源確保策について、質問させていただきます。本県においても県議会で議論しておりますが、2019 年のラグビーワールドカップ、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会も控えています。横浜市では、第 7 回アフリカ会議の誘致も決定しているということもあり、かなり多くのものが、神奈川県の経済活動の活性化に資する取組が見込まれているという状況であります。

また、政府自身もインバウンドを 4,000 万人へという取組も加速度的に取り組んでおりますので、それを踏まえた流れの中で、それらに着目した財源確保についても必要ではないかと思います。観光振興自体は、産業労働局の所管かもしれません、財源という角度からすれば当常任委員会の所管ではないかということで、質問させていただきたいと思います。特に、県が力を入れて行っている施策の中で、ざっくり言うと基本的な福祉の目的の取組は別にして、産業振興、観光振興が神奈川県の大きな取組の 2 大柱ということですので、それに着目しながら、それに伴った財源ということで質問させていただきたいと思います。

はじめに、観光に着目した財源の確保策として、具体的にはどのような手法が行われているのか、承知している範囲で教えていただきたいと思います。

税制企画課長

観光に関わる財源確保の手法ということでお答えします。まず、特定の受益者から任意で協力金の負担をお願いするというものがあり、山梨県などで導入している富士山保全協力金は、入山者に原則一人 1,000 円ということでお願いしていると承知しておりますが、こうした協力金というものがあります。

また、課税自主権を活用した自治体独自の税金の創設という取組としては、東京都や大阪府の宿泊税、それから、富士河口湖町の遊漁税などの例があるものと承知しております。

渡辺(ひ) 委員

私が少し調べたところでは、特にインバウンド関係の税収確保ということで、隣の東京都、財政規模が同じような大阪府については、今、答弁にありました自主課税権の中でもホテルへの課税、宿泊税を導入していると承知しておりますが、この税についてはどのような形で課税しているのでしょうか。また、参考に税収規模、徴収規模も教えていただきたいと思います。

税制企画課長

東京都と大阪府の税のルール、概要ということですが、東京都の宿泊税の場合は、国際都市東京都の魅力を高めるとともに観光の振興に係る費用に充てるというための目的税として、平成 14 年 10 月に導入されております。税率は素泊まり部分の料金に応じて、一人一泊 1 万円から 1 万 5,000 円未満の場合には 100 円、1 万 5,000 円以上の場合には 200 円となっており、旅館やホテルが料金と併せて特別徴収するという義務を負っているというものです。税収の規模と

しては、平成 29 年度の当初予算ベースで申しますと 24 億円という規模です。

一方、大阪府の宿泊税については、やはり目的は都市の魅力を高めるという点で東京都とほぼ同じ内容です。こちらは、平成 29 年 1 月に目的税として導入されたものであり、東京都と同様に 100 円、200 円と区分がありますが、また、1 泊 2 万円以上の宿泊については 300 円という税率を設けております。こちらも徴収については特別徴収ということで、ホテル、旅館が義務を負うということとなっており、平成 29 年度当初ベースで 11 億円と伺っているところです。

渡辺(ひ)委員

47 都道府県の中でも東京都、大阪府でこのような目的税が導入されている。それで、宿泊税という形で行われているということは少し気になるところで、今回、委員会で取り上げさせていただきましたが、もう一つ御答弁の中で、目的税ということなので事業目的がある程度限定されていると思うのですが、その財源はどのような形で活用されているのか、事業について教えていただきたいと思います。

税制企画課長

東京都では、外国人旅行者を誘致するための取組として、ツイッター、フェイスブック、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなど多様な媒体を活用した情報発信や、受入れ環境を充実させるためのガイドブックの作成、ＩＣＴを活用した情報提供の充実、道路交通機関における案内サインの多言語化といったことに取り組んでいると伺っております。

また、大阪府でも多言語表示の案内の実施を行うことになっている。観光案内機能や情報入手のための環境整備に充てる、充実する、あるいはリピーター確保のための取組に充てようという事業を想定していると伺っております。

渡辺(ひ)委員

今、東京都と大阪府について事業目的を教えていただきましたが、都と府以外でこの宿泊税の導入、若しくは検討している団体はあるのでしょうか。

税制企画課長

都道府県レベルでは、導入しているのは東京都と大阪府だけになります。検討しておりますのは、新聞報道によると北海道で検討していると伺っており、やはり観光振興に向けた財源ということで、宿泊税にかかわらず法定外目的税の導入を検討していると報道ではされているところです。市町村レベルでは、京都市において宿泊だけに限らず、駐車場の利用や別荘所有者への課税なども含めて議論しているという状況になっていると伺っております。税収については、渋滞緩和や交通機関の乗り継ぎ改善など、市民生活に配慮した施策に充てるということで検討していると伺っております。

また、金沢市でも検討されているようで、北陸新幹線開業によって観光客が急増した影響で、住宅街の騒音やごみの問題が深刻化しているといった支障に対処するために検討していると伺っているところです。生活環境保全、文化振興などにも充てられないかということで、幅広な議論をされているのかと承知しております。

渡辺(ひ)委員

特別税なので、都道府県だけではなく、市でもできるということなので、今、当常任委員会ではここで取り上げていますが、神奈川県としてもできる、なおかつ横浜市、川崎市等もこの取組が可能だということで、その辺りの整理は難しいところがありますが、それでは、東京都、大阪府並みの課税を神奈川県に導入した場合に、どの程度の財源が確保できるのか、もし試算というか何かそれに準じたものがあれば、教えてください。

税制企画課長

非常にざっくりとした計算で申しますと、大阪府の税収は約11億円ということが見込まれているということからしますと、観光客数などを参考にするとおよそ半分程度になろうかと考えられるところです。

渡辺(ひ)委員

今の試算の根拠が分かりませんが、大阪府が11億円で、何で神奈川県がその半分になってしまうのかよく分かりません。ただ、神奈川県の課題としては、どちらかというと宿泊人数うんぬんという話が、やはり東京都が近いので、神奈川県に宿泊せずにスルーして、観光しながらまた戻って行くという需要、特色的な部分があるので、そういうことから見ると11億円に対し、同様の試算をして半分くらいということなのだと推察しています。いずれにしても、毎年、こういう税収が入ってくれれば、やはり大きな税収だと思うのです。安定的に入ってくるわけですし、例えば、ホテルの数等で試算されたのだと思いますが、当然、2020年を目指して、今、神奈川県は優遇策も県として行って、ホテル誘致も図っているわけです。

そうなってくると、今後、ホテルの数が増えてくる。こういう環境にも当然あると思いますし、今、東京都と大阪府は定額加算という形で100円、200円、300円ということですが、海外に目を転じると、観光振興に力を入れている地方自治体は、定額ではなく、定率加算という形で行っている国、又は地方自治体もあります。今、いろいろなことがあって1万円以下の宿泊については課税していない東京都と大阪府ですが、そういうものも定率にしていくという形になると、単純に試算でいうなら、税収的にはもう少し多くの税収が確保できるすべも、やり方もあると思います。これは、重要な課題だと思います。

しかしながら、導入するということになると税金ですので、課題もたくさんあると思います。課題があるから神奈川県は導入されていない部分もあるかと思いますが、現時点での課題としては、どんな協議をされているのか教えていただけますでしょうか。

税制企画課長

特別徴収という仕組みの一般論的な課題ということになろうかと思いますが、宿泊者から徴収するという上で、旅館、ホテルなどの事業者には事務負担をお願いしなければならないということになります。ですので、宿泊料に併せて税を徴収して管理、申告をする。そのような手間の負担が新たに加わっていくということは課題かと思います。また、温泉地ですと入湯税など、既に宿泊者には御負担いただいている税は旅館が取り扱っていますし、消費税なども現行ありますので、既に負担している事務があります。これに加わってくるといった

ことが、事務負担が課題なのかと思います。

行政側としては、なかなか手管理ではできない部分があり、電算システムをどうしていくのかといったことや、税収を管理したり、あるいは調査したりという執行体制づくりなども必要かと思います。こうした行政コストと、見込まれる税収とのバランスのようなことも重要な要素であると考えられます。

渡辺(ひ)委員

確かにそういう課題があるという認識は、私もします。ただ、例えば、入湯税を課している箱根町などの旅館の方々ということになれば、そこは新たな税との絡みをうまく整理するということも、当然、選択肢としてはあると思います。先ほど言った東京都と大阪府は、事務の負担の軽減ということで、例えば、税としては毎月、当然、整理するわけですが、事務の軽減ということで3箇月に1回の徴収という形で、少し事務負担を軽くするという取組をされているように聞いております。そういう部分からすると、やりようによっては様々なことが考えられるかと私自身は思っています。

そんな中で、本県においても神奈川県観光客受入環境整備協議会が設置されていると聞いておりますが、その中でも、財源確保について様々な事業を行う上での財源という意味で必要だと思いますが、何か協議されているのか、確認させていただきます。

税制企画課長

本年1月に、産業労働局では、神奈川県観光客受入環境整備協議会を設置し、先月まで5回開催し、まだ、継続協議中であると伺っております。この中では、観光客の受入環境整備のための具体的な事業内容や所要経費、行政と民間との役割分担などについて協議が進められていると伺っております。

また、第5回は平成29年6月29日に開催されておりますが、財源確保策としての税について有識者を招いて検討すべき論点について、まずは勉強しようということで招いて、こうした論点等が紹介されたと聞き及んでおります。産業労働局では、今後も神奈川県を訪問する観光客を増やしていくために、受入環境整備事業を継続的に実施していく必要があると考えておられて、県が担うべき事業、それから財源の在り方について、引き続き、広く検討していくと伺っているところです。

渡辺(ひ)委員

今後、様々な検討はするということで、今言った財源という話にも今後なっていくという気がします。各行政の役割、また、民間の役割等を整備する中で、東京都、大阪府ではありませんが、観光環境の整備等については、当然、ある程度の財源が必要で、民間に全部任せるということでなく、既に行政としてやるべきことも、当然、整備されるのだと思いますし、今まで神奈川県としては一部そういうものに取り組んでいると思いますが、そうはいいながらも、神奈川県の財政は非常に厳しい中での取組、産業振興、観光振興というのは神奈川県の大きな柱のうちの一つということになれば、それについての議論というのは進めていくべきだと思います。

そんな中、平成29年6月28日の報道ですが、全国知事会の研究会の中で中間報告がまとめられたということで、どういう中間報告かというと、観光客増、

特に外国人旅行客の増加に着目し、観光政策の実施のための新たな税源確保について検討、報告されたと聞いておりますが、これについて確認したいと思います。

税制企画課長

全国知事会の研究会は昨年12月に設置されて、新たな地方税源について有識者の方などによって幅広い検討が行われているというものです。検討の中では、新たに生じている、あるいは増加している行政需要を洗い出し、その中の一つとして、訪日外国人旅行者の大幅な増加というものが挙げられております。また、そのための財源確保策として新たな税源の創設の可能性や、その場合の論点ということを検討テーマの一つとしているものです。これまで、4回開催されて、直近は平成29年6月28日になり、中間論点整理がされたところです。その中では、外国人観光客の受入れに向けた環境整備など行政の取組が増加しているという実態や、仮に宿泊税を創設した場合に課税の根拠をどう考えていくのかといった理論的な整備すべき課題などについて中間的にまとめて、引き続き、検討を深めていくこととしているところです。

渡辺(ひ)委員

いずれにしても、全国知事会でもそのような問題意識を持って議論されているということですし、これに関連して、マスコミのインタビューに黒岩知事は税ありきではないという答弁もされているようです。税を設けるということになれば、当然、課税される方々の理解も必要ですし、もし課税した場合にどのようなものに課税されるのか、その説明もしっかりと行っていかなければ前に進まないと思います。

しかしながら、先ほどの2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック競技大会、第7回アフリカ会議という話もしましたが、横浜市、川崎市などが、2020年を目指してホテルシップという形で、ホテルを宿泊シップにし、桟橋にそういうホテルシップを誘致するという動きも加速しています。また、今、話題になっている民泊についても、大手の通販サイトがしっかりと乗り出して、民泊の管理をし、推進していくという取組もあります。それからすると、観光に伴った宿泊というのは様々な業態が出てきて、先ほど説明された課題よりも多くの課題が出てきているのだと思います。そうはいっても多くの方々が神奈川県に来られるというタイミングを捉えて、やはり一つ研究していくテーマであると思います。

是非、その辺りをしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、もし、目的税として、この税ということになれば、神奈川県だけではなく、横浜市、川崎市も課税権があるわけで、その絡みもあって横浜市が先に行い、神奈川県が後でというのは変な話になります。広域行政として、神奈川県が進めるのはどういう方向にするにしても、先導的に行っていくべき課題だと思いますので、取組の方をよろしくお願ひします。

次に、未利用の県有地の有効活用について、質問させていただきます。まずはじめに、県有の未利用地、大型土地も含めて、この数年の売却実績と傾向について伺いたいと思います。

財産経営課長

ここ数年の県有地の売却実績ですが、平成24年度から27年度の4年間は緊急財政対策として、未利用県有地は早期売却に精力的に取り組みましたので、その結果として平成24年度は約129億円、平成25年度は約128億円、平成26年度は約198億円、平成27年度は約111億円と毎年100億円を超える売却収入を確保しましたが、平成28年度の売却収入は約44億円となっています。緊急財政対策として、高校跡地、職業技術校跡地、職員アパート跡地など一定の売却額を確保できる大型跡地の売却を優先してきましたので、こうした大型跡地が少なくなっています。その結果として、平成28年度の売却収入が落ちており、今後も売却収入の伸びは見込めない状況です。

渡辺(ひ)委員

一生懸命売却していただき、昨年以前は100億円以上の税収が増えた。これについては、県全体の方針なのでしっかりと行っていたのだと思いますが、今の御答弁を聞いてみると、昨年は44億円で、今後については、余りそういうものが見込めないといいながらも、県の財政がこれで本当に補填しているのかというと、先が細くしているという危惧があるわけです。そういう意味でも、県は跡地の利活用について、私は地元藤沢市の県立藤沢高校などについても、今までの売却方式とは違って、柔軟的に地元の方々の意見も聞いていただいたということですが、県としては地元の要望に対してどのような配慮を、現在、行って売却を取り組んでいるのか、お伺いします。

財産経営課長

県有施設の跡地について、県が利用しない場合は公的、公共的な利活用を第一義に考える中で、地元市町村の利活用の意向を優先することにしています。特に、高校や職業技術校などの大型施設は地域に根ざしてきた施設であり、敷地の規模から今後の利活用が地元に与える影響も大きいですので、従来から市町村と協力しながら跡地の利活用について丁寧に対応しています。具体的には、市町村が購入しやすくなるように譲渡価格の減額や購入費用の分割払いに応じているほか、敷地の分割といった要望にも可能な限り応じています。また、市町村の利用目的が保育所や特別養護老人ホームなどの施設整備ということであれば、譲渡を原則としているところを定期借地による貸付けを行うといった配慮も行っており、市町村が事業を推進するために特定の社会福祉法人へ譲渡を望んでいる場合にはそうしたことにも対応しています。

渡辺(ひ)委員

私が認識している観点からいうと、県の未利用地の売却については、柔軟というか、配慮がされているという気がします。昔の悪口を言うと、単純に県が使わなければ地元市、地元市が使わなければ民間売却という、そのときに声があるのは、民間が単純に民間のデベロッパーに売って、地域の方々が日照権の問題や騒音の問題、様々苦情があるというか、そういう時代もあったと思いますが、今の御答弁を聞くと、地元の方々の要望、特に市の要望を聞きながら、社会的な課題にも対応しながら対応していただいていると思います。そんな中でお聞きしたいのですが、今、答弁の中できました敷地を分割という御答弁がありました。また、社会福祉法人への譲渡というお話をましたが、具体

的な事例を教えてもらえますでしょうか。

財産経営課長

まず、敷地分割は残地の利活用に支障がないということが条件になりますが、市町村の意向を優先するといった考え方から可能な限り応じております。事例としては、横浜市神奈川区の白幡アパート跡地において横浜市から敷地の半分ほど保育所用地として使いたいといった希望がありましたので、分割して定期借地により貸し、残りの残地については、一般競争入札で売却した事例があります。

また、特定の社会福祉法人への譲渡については、川崎市川崎区の京町アパート跡地、において、川崎市が公募で選考した社会福祉法人に特別養護老人ホーム整備用地として譲渡することを予定した例があります。なお、この例については、残念ながら社会福祉法人の応募がありませんでしたので、最終的には一般競争入札で売却しました。

渡辺(ひ)委員

今後もそういう姿勢は大事だと思いますが、今の御答弁の中で付け加えさせていただくと、これは安全確保や有効活用という意味合いがあるのでしょうが、どちらかというとまずは県があつて、他局に話し掛けて、なければ地元市、民間売却についても、どちらかというと地元市が仲介し、その後で分割譲渡や長期借地という話になると思うのです。場面、土地によっては、県が市に働き掛け、市がもし活用しない場合に県が直接、民間の社会福祉法人等に活用を呼び掛けるということも今後はあるのだと思うのです。特に先ほど言ったように、現在、大きな借地や土地はないということになれば、そういうことで有効活用していくということも出てくると思いますので、是非、お願ひしたいと思います。

併せて、今現在は大きな土地がないと言っておりますが、そうは言いながらも、今後、例えば、まだまだ高校の再編というようなときに、一義的には教育の方で、特別支援学校うんぬんという話になるのでしょうか、そういうことも出てくる可能性がありますので、引き続き、同じような発想でお願いしたいと思います。

最後に、当常任委員会でも報告されていましたが、私の地元にあります江の島のかながわ女性センターについて、当面は駐車場として活用ということになりますが、その後はどのような状況になっているのか、お伺いします。

財産経営課長

かながわ女性センター跡地ですが、今後、オリンピックの本大会までの間は、地元から強い要望のある一般観光客用の駐車場として利用し、日本を含む各國セーリングチームの事前練習用のコンテナ置き場などで活用します。また、本大会では仮設の建築物用地として使用する予定と聞いております。オリンピック終了後、1年間は、引き続き駐車場として活用する予定ですが、その後の活用については、今のところ未定です。今後、県自らによる利用について、府内で検証しつつ、藤沢市と協議しながら、今後の活用方針を検討してまいります。

渡辺(ひ)委員

要望ですが、今後、かながわ女性センターの跡地は、非常に港内としては最

後の大きな跡地というか、以前もかながわ女性センターがあるときに、建物をそのままで売却ということで、一時期は学校法人等に売却が見えていたという時期がありました。これについては、施設をそのまま使って学校法人に売るということだったので、教育施設ということで地元の方々の反発もなく、それは白紙に戻って、今回こういう形になりますが、あの土地は非常に貴重な土地だと思うのです。そういう意味からすると、県がしっかりと主導して有効活用できる方策を探っていただきたいと要望させていただきます。

続いて聞いた質問とは相反する部分もありますが、今までの県有地の跡地というのは、県の方針もあって、財源確保ということで売却中心で行ってきたのだと思うのです。そんな中で、有効な活用を様々柔軟な発想も含めて行っていただいた。これは理解します。しかしながら、財政以外にも時によっては、要是中長期のバランスシートで見れば売却するよりも長期で貸し出した方が、県財政にとってプラスになるケースもあるわけです。今、議論になっているのは隣の東京都でマスコミ報道がされていますが、築地の跡地も、当初は売却という話でしたが、売却せずに長期貸付けという形で、中長期の財政収入の確保と方向転換するような報道もあります。そういう土地も当然、神奈川県の中でも今後は出てくると思いますので、売却ということに固執せず、中長期のバランスシートをにらんだ発想というのも、是非、考えていただきたいということを要望させていただき、私の質問を終わります。